

名古屋市災害復興マニュアル（案）の概要

1. 名古屋市災害復興マニュアルとは

（1）マニュアルの目的

- ・「名古屋市災害復興マニュアル」（以下、「本マニュアル」）は、大規模な災害が発生した場合に、一刻も早い円滑な復興に資することを目的として作成する
- ・本市が迅速かつ的確な復興を実施するため、復興に向けた業務の内容や一連のプロセス・体制についてマニュアルとして整理し、行政職員等が復興に係る全体像を共有しておく必要がある

（2）復興のイメージ

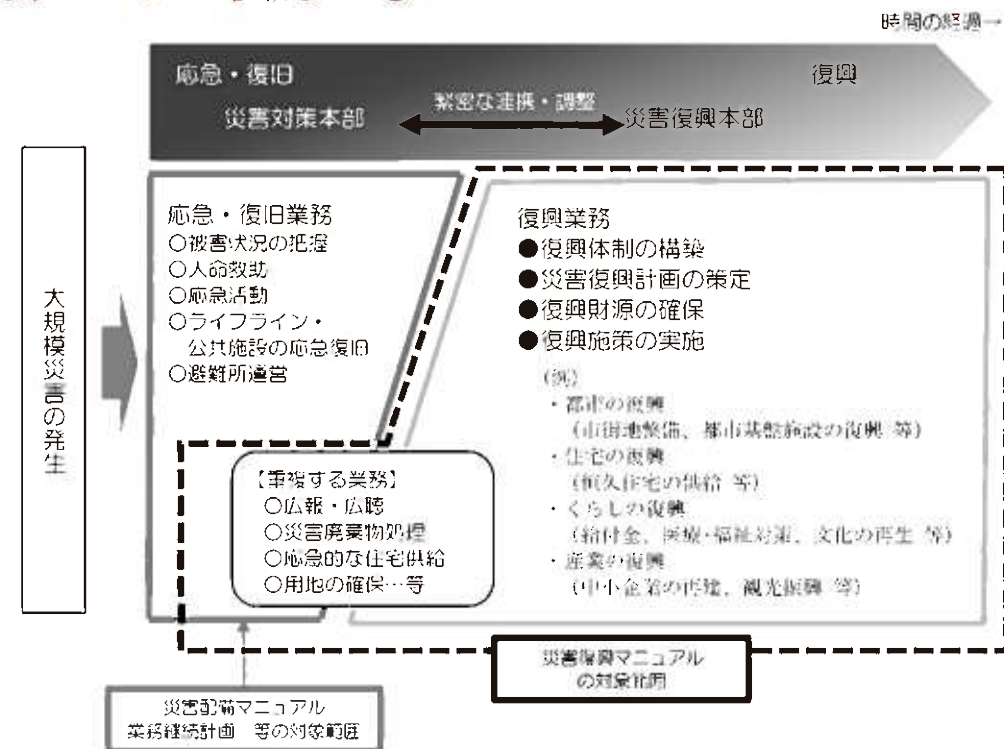
復旧と復興は、ある日から明確に切り替わるものではなく、徐々に移行していくものだが、本マニュアルでは概ね次のような意味とする。

復旧：被災した道路、河川などの施設やライフライン等を被災前と同じ機能に戻すこと

復興：被災前の状況と比較して、「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度化や地域振興」が図られる等、街や暮らしが質的に向上すること

（3）本マニュアルの構成（別紙参照）

- ・復興対策を実施するための「背景と目的（序章）」、「復興体制の構築（1章）」及び「分野別復興施策（2～5章）」を整理し、職員の手引きとしてまとめたものである
- ・下図のように、復旧業務と復興業務には一部重複するものがあるが、復興業務に関係の深いものは本マニュアルに記載している



2. 対象とする災害

- ・本マニュアルでは、広域的に被害が発生し、復興に中長期的な取組みが必要とされる自然災害を対象とする
(例：南海トラフ巨大地震やそれに伴う津波、大型台風や集中豪雨による風水害など)

3. 復興体制の構築

災害復興本部等の設置・運営

- ・市民生活の再建等、本市の復興を支援する諸事業を迅速かつ計画的に実施するため、復興に係る名古屋市の意思決定機関として、「災害復興本部」を設置する
- ・災害復興本部は、復興に係る審議等を行い、意思決定をする場として「災害復興本部会議」を開催する
- ・災害復興本部の運営、災害復興計画の策定や復興関連業務の総括等を担う復興組織を設置する
- ・災害復興本部と災害対策本部とが同時に設置されている場合は、情報を共有し、密に連携を図りながら、効果的かつ効率的な業務遂行に努める

災害復興本部の構成

- ・災害復興本部は、災害対策本部の構成を参考に検討する

4. 災害復興計画

- ・大規模な災害後の混乱した状況にあっても、本市が迅速かつ的確な復興をするためには、被災者の生活再建、産業・経済の再建、まちづくり等、様々な復興施策の根幹となる計画が必要である
- ・災害復興計画は、総合計画と理念、将来像を共有しながら、被災の教訓を踏まえて、本市の復興に向けての方針を示し、一日も早い復興のために必要な施策を確実かつ円滑に進める
- ・災害復興計画の作成にあたっては、学識経験者の意見を聴くほか、市民の意見・意向を反映させるために、できるだけ様々な方策で意見を聴取することが望ましい

災害復興マニュアルに記載されている項目

項目（案）	関係各局室
序章 背景と目的	1 災害復興マニュアルの目的と位置づけ 2 災害復興の必要性和考え方 3 本マニュアルの活用方法 4 対象とする災害 5 関連する主な既存計画 6 復興の視点（案）

項目（案）	関係各局室
第1章 復興体制の構築	1 復興体制の整備 ・復興体制の検討 ・災害復興本部の設置 2 災害復興本部の運営 ・災害復興本部の運営 ・被害状況及び復旧・復興状況の把握 3 復興計画の策定 ・災害復興計画の策定 4 復興財源・用地の確保 ・復興財源の確保 ・用地の確保 ・人的資源の確保 5 広報・相談対応の実施 ・広報活動の展開 ・相談・各種申請の受付
	総務局、防災危機管理局 総務局、防災危機管理局 復興組織 防災危機管理局、他 関係局 復興組織 復興組織、防災危機管理局、財政局、他 関係局 防災危機管理局、復興組織、他 関係局 復興組織、総務局、他 関係局 復興組織、市長室、他 関係局 市民経済局、区役所、復興組織 他 関係局

第2章～第5章 分野別復興施策

分野	項目（案）	関係各局室
第2章 都市の復興	1 災害復旧・復興の着手 ・災害廃棄物処理の実施 2 安全な市街地・公共施設の整備 ・市街地復興基本方針の策定 ・市街地復興計画（骨子案）の策定 ・市街地復興計画の策定・推進 ・災害危険区域等の設定 ・宅地・公共建築物の移転・嵩上げ 3 都市基盤施設の復興 ・道路の復興 ・河川の復興 ・都市公園等の復興 ・ライフライン施設の復興 ・都市農業基盤等の復興	環境局 住宅都市局 住宅都市局 住宅都市局 住宅都市局 住宅都市局 緑政土木局、住宅都市局 緑政土木局、上下水道局 緑政土木局、住宅都市局 緑政土木局、住宅都市局、他 関係局 緑政土木局

分野	項目（案）	関係各局室
第3章 住宅の復興	1 緊急の住宅確保 ・被災住宅の応急修理対策、障害物除去 ・市営住宅等における応急対応 ・応急的な住宅の供給戸数の検討 ・応急的な住宅の供給 ・応急的な住宅の入居者募集・選定 ・利用の長期化・解消への措置 2 恒久住宅の供給、再建 ・住宅供給に関する基本計画の策定 ・民間住宅の再建支援等 ・災害公営住宅等の供給	住宅都市局 住宅都市局 住宅都市局、健康福祉局、他 関係局 住宅都市局 住宅都市局、健康福祉局、区役所 住宅都市局
第4章 くらしの復興	1 被災者への経済的支援 ・給付金等 ・各種減免猶予等 ・義援金 ・消費生活の安定 2 雇用の維持・確保 ・雇用状況の調査 ・雇用の維持 ・離職者の生活・再就職支援 3 公的サービスの回復等 ・公共施設の復旧 ・医療・保健対策 ・福祉対策 ・学校（園）の再開 ・ボランティアとの連携 ・外国人支援 4 文化の再生 ・文化・社会教育施設等の再建 ・文化財等の保護・復旧 ・災害記憶の継承 5 コミュニティの再生 ・コミュニティの再生	健康福祉局、区役所 財政局、区役所、他 関係局 会計室、区役所、健康福祉局 市民経済局 市民経済局 市民経済局 関係局（施設管理者） 健康福祉局、病院局 健康福祉局、子ども青少年局、区役所、 教育委員会 教育委員会 市民経済局、健康福祉局、区役所 観光文化交流局 観光文化交流局、教育委員会 観光文化交流局、教育委員会 関係局（施設管理者）、防災危機管理局 市民経済局、区役所、住宅都市局
第5章 産業の復興	1 産業の復興支援 ・被害状況等の把握 ・経営相談・各種融資制度の周知 2 中小企業の再建 ・再建資金の貸付等 ・事業再建の支援 ・観光振興	市民経済局 市民経済局 市民経済局 市民経済局 観光文化交流局、他 関係局